

発議第8号

松阪市議会特別委員会の設置について

次のとおり松阪市議会特別委員会を設置するものとする。

令和7年8月13日 提出

松阪市議会議長 濱 口 高 志

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 委員数 24人

## 松阪市議会特別委員会（議会改革特別委員会）

### 設置に関する提案理由の説明

本市議会において、議会基本条例の制定を主たる目的として、議員全員を構成員とする議会改革特別委員会を平成 23 年 3 月に設置し、また、その傘下に作業部会が設置されました。平成 24 年 10 月に議会基本条例を制定しました。その後、平成 25 年、平成 29 年、令和 3 年の改選後においても、議員全員による議会改革特別委員会を設置し、継続的に議会改革に取り組んできました。

令和 3 年の改選後に設置された特別委員会及び作業部会では、長期欠席議員の議員報酬の減額に係る条例の制定、議員定数の条例改正、任期 4 年間における議長、副議長、監査委員の就任申し合わせの見直し及び委員会委員の任期の条例改正などを行いました。議員の任期満了に伴い、先の 5 月定例会において、議会改革特別委員長の審査結果の報告にあたり、今後も議会基本条例に基づき継続して議会改革に取り組んでいく必要があることが述べられ、議会として確認されています。このようなことから、前特別委員会の到達をふまえ、これまでの議論を継承するとともに、新たな課題への取組を含めながら、改選後も全議員で構成する議会改革の推進に関する特別委員会を設置し、その傘下に作業部会を設置していくことが引き続き望ましい姿であります。

議会改革の推進に関する事項を付議事件として、全議員 24 人を委員として構成する議会改革特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、本特別委員会は議会閉会中の審査も可能とし、その審査が終了するまで継続するものいたします。